

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《職員退職金規定》

第1章 総則

第1条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会就業規則第 15 条に基づき職員の退職金について定める。

第2条〔対象〕

職員及びパート職員が2年以上勤続して退職した時は、退職金を支給する。

第3条〔共済契約〕

1. 前項の退職金の支給は、協会が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
2. 新たに雇い入れた職員については、本採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

第4条〔掛け金〕

退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額に応じ別表第 1 に定める掛金月額によって締結し、毎年 4 月に掛け金を調整する。

第5条〔支払方法〕

退職金は職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構から職員が直接支給を受けるものとする。

第6条〔懲戒解雇〕

職員が懲戒解雇を受けた場合には、退職金を減額することができる。この場合、機構・中退共から支給される退職金と減額された退職金との差額は、当該職員に協会が請求することができる。

第7条〔長期欠勤の場合〕

休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の 2 分の 1 を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する

第8条〔改正〕

1. この規定は、関係法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員と協議のうえ改廃することができる。
2. この規定の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附則

1. この規定は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

別表1

基本給月額基準

基本給月額	掛金月額
100,000 円未満	2,000 円
100,000 円以上 150,000 未満	3,000 円
150,000 円以上 200,000 未満	4,000 円
200,000 円以上 250,000 未満	5,000 円
250,000 円以上	6,000 円